

災害時等における徳島県と公益社団法人日本青年会議所 四国地区 徳島ブロック協議会の協力に関する協定

徳島県（以下「甲」という）と公益社団法人日本青年会議所 四国地区 徳島ブロック
協議会 会長 宮本武考（以下「乙」という）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、徳島県内で大規模な災害や事故等が発生し、又は、発生のおそれ
がある場合（以下「災害時」という）に、甲と乙とが相互に協力して迅速かつ円
滑な応急復旧活動を行うとともに、平常時から協力し、防災意識の高揚と地域防
災力の向上を図るために必要な事項を定めるものとする。

なお、災害時の協力に関しては、乙が「JC 徳島ブロック災害支援ネットワーク」
(乙において別途定めるもの) を発動していることを前提とする。

（協定内容）

第2条 乙は、徳島県内の全ての青年会議所（以下「各青年会議所」という）の会員及
び各青年会議所の会員が経営する企業（以下「関係機関」という）の従業員等が、
次の事項に円滑に参加できるよう、協力するものとする。

- (1) 徳島県又は県内市町村における災害ボランティアセンターの活動
- (2) 地域における防災訓練等の地域防災力向上に向けた活動
- (3) 地域における消防団、自主防災組織等の活動

（協力体制の整備）

第3条 乙は、前条の協力を円滑かつ実効的に行うため、平常時から次の事項に、努め
るものとする。

- (1) 各青年会議所の会員又は関係機関の従業員等の消防団、自主防災組織への
加入促進
- (2) 災害時等に備えた各青年会議所の会員間の緊急連絡体制の整備
- (3) 各青年会議所の会員及び関係機関に対する本協定の普及及び啓発
- (4) 「JC 徳島ブロック災害支援ネットワーク」の体制整備

（費用）

第4条 第2条及び第3条に基づく乙の対応は、別段の合意がない限り、無償で行われ
るものとする。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、災害時等においてこの協定が円滑に運用されるよう、お互いの窓
口となる連絡先及びその担当者を相手方に連絡するものとし、これに変更があつ
た場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項、又は、この協定に関して疑義を生じた事項につい
ては、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（協定の期間及び継続）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。た
だし、有効期間が満了する30日前までに、甲乙いずれからも継続をしない旨の
書面による通知がない場合は、この協定は、自動的に1年間継続されたものとし、
以降の期間満了時も同様とする。

この協定の成立を証明するため、本協定書2通を作成し、甲乙が署名又は記名押印の
上、各自その1通を保有する。

平成28年1月7日

甲 徳島県
徳島県知事

飯泉吉洋

乙 徳島県徳島市南末広町5番8-8
公益社団法人日本青年会議所
四国地区徳島ブロック協議会
会長

宮本武考